書類の説明

《内容説明》

・交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料を譲受した場合の届出

《提出書類》

・交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

《留意事項》

・患者及び相続人等は、病院等に調剤済医薬品覚醒剤原料を返却する場合、当該調剤済医薬品覚醒剤原料を患者に譲り渡した病院等以外の病院等への返却ができません。一方、薬局に返却を行う場合においては、返却先の薬局に制限が設けられていません。

・病院・薬局等の開設者は、調剤済医薬品覚醒剤原料を患者又は相続人等から譲り受けた場合、病院・薬局等の所在地を管轄する都道府県知事に対し、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を提出する必要があります。

・病院・薬局等の開設者は、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を提出した後は、覚取則で定める方法で、速やかに調剤済医薬品覚醒剤原料を廃棄しなければなりません。

・特段の理由がなければ、医薬品である覚醒剤原料の譲受後１週間以内を目処に届出を行い、届出後１週間以内に廃棄することが望ましいです。

・「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」と「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」は同時に提出することが可能であるが、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」は、医薬品である覚醒剤原料を譲受した後、速やかに提出する必要があり、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」は、医薬品である覚醒剤原料の廃棄後３０日以内に提出する必要があります。２つの届出書の提出期間が異なることに注意してください。

・届出者は開設者であり、開設者の住所、氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地及び法人の名称及び代表者名）を記載し押印（法人の場合は代表者印）してください。ただし、開設者が、国、地方公共団体若しくは法人の場合には、届出者の氏名は当該施設の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該施設の長の職名、氏名）を、届出者の住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準ずるもの（覚醒剤原料専用印等）を押印しても差し支えありません。

様式３－２４

|  |
| --- |
| ※処理欄 |

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第30条の９第１項第６号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第30条の14第３項の規定により届け出ます。

　　　　　　年　　　月　　　日

住　所

氏　名

長崎県知事　　　　　　　　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 譲り渡した者の氏名 |  | |
| 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料 | 品　名 | 数　量 |
|  |  |
| 譲り受けた施設の所在地及び名称 |  | |
| 譲り受けた日時 |  | |
| 譲り受けた場所 |  | |
| 譲り受けた事由 |  | |
| 廃棄の日時(予定) |  | |
| 廃棄の場所(予定) |  | |
| 廃棄の方法(予定) |  | |
| 参考事項 |  | |

備考

１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

２　字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。

３　申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。

４　譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

５　※欄には記載しないこと。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※ |  | ※受付欄 |  | ※保健所受付欄 |